

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

### ◆人委規則

- 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第二十二号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

#### (目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十八年十二月鳥取県条例第三十八号）附則第三項の規定に基づき、同項に規定する職員（以下「最高号給等職員」という。）の給料の切替え等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (号給等の切替え)

第二条 最高号給等職員のうち、昭和五十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の号給又は給料月額が別表のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

## (期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「昭和五十一年改正条例」という。)附則第十四項の規定の適用については、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)を切替日におけるその者の号給又は給料月額を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十八歳に達していない職員で、切替日における号給が職務の等級(昭和五十一年改正条例附則別表第二のイ又はロの表の新等級欄に掲げられている職務の等級及び医療職給料表(二)の二等級を除く。)の最高の号給となるものについては、その者の経過期間のうち十八月を超える期間、切替日における号給が職務の等級の最高の号給の一号給下の位の号給となるものについては、その者の経過期間のうち十二月を超える期間はこの限りでない。

## (特定の職員の切替え)

第四条 最高号給等職員のうち切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

## (雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等職員の給料の切替え等

に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用する。



ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける者

特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級
旧号給等 15号給 円 401,400	新号給等 15号給 円 408,800	旧号給等 25号給 円 384,100	新号給等 25号給 円 391,200
旧号給等 406,000	新号給等 413,400	旧号給等 388,800	新号給等 395,400
旧号給等 410,600	新号給等 418,000	旧号給等 392,500	新号給等 399,600
旧号給等 415,200	新号給等 422,600	旧号給等 396,700	新号給等 403,800
旧号給等 419,800	新号給等 427,200	旧号給等 400,900	新号給等 408,000
		旧号給等 342,200	新号給等 348,600
		旧号給等 345,200	新号給等 351,600
		旧号給等 348,200	新号給等 354,600
		旧号給等 351,200	新号給等 357,600
		旧号給等 354,200	新号給等 360,600
		旧号給等 251,800	新号給等 256,600
		旧号給等 254,000	新号給等 258,800
		旧号給等 256,200	新号給等 261,000
		旧号給等 258,400	新号給等 263,200
		旧号給等 260,600	新号給等 265,400

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける者

特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級
旧号給等 15号給 円 379,000	新号給等 15号給 円 386,100	旧号給等 29号給 円 357,300	新号給等 29号給 円 364,000
旧号給等 383,100	新号給等 390,200	旧号給等 360,300	新号給等 367,000
旧号給等 387,200	新号給等 394,300	旧号給等 363,300	新号給等 370,000
旧号給等 391,300	新号給等 398,400	旧号給等 366,300	新号給等 373,000
旧号給等 395,400	新号給等 402,500	旧号給等 369,300	新号給等 376,000
		旧号給等 331,200	新号給等 337,400
		旧号給等 333,800	新号給等 340,000
		旧号給等 336,400	新号給等 342,600
		旧号給等 339,000	新号給等 345,200
		旧号給等 341,600	新号給等 347,800
		旧号給等 223,000	新号給等 227,200
		旧号給等 225,100	新号給等 229,300
		旧号給等 227,200	新号給等 231,400
		旧号給等 229,300	新号給等 233,500
		旧号給等 231,400	新号給等 235,600

ホ 研究職給料表の適用を受ける者

1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等
26号給 円	26号給 円	27号給 円	27号給 円	28号給 円	28号給 円	26号給 円	28号給 円
444,300	452,500	323,300	329,400	269,100	274,100	218,200	222,300
448,500	456,700	326,800	332,900	272,300	277,300	220,700	224,800
452,700	460,900	330,300	336,400	275,500	280,500	223,200	227,300
456,900	465,100	333,800	339,900	278,700	283,700	225,700	229,800
461,100	469,300	337,300	343,400	281,900	286,900	228,200	232,300

◇ 医療職給料表への適用を受ける者

1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等	旧号給等 新号給等
20号給 円	20号給 円	23号給 円	23号給 円	24号給 円	24号給 円	22号給 円	22号給 円
463,700	472,300	424,700	432,600	381,200	388,300	303,200	308,900
468,500	477,100	429,000	436,900	384,900	392,000	306,300	312,000
473,300	481,900	433,300	441,200	388,600	395,700	309,400	315,100
478,100	486,700	437,600	445,500	392,300	399,400	312,500	318,200
482,900	491,500	441,900	449,800	396,000	403,100	315,600	321,300

ト 医療職給料表(ロ)の適用を受ける者

1 等級	特 2 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級							
旧号給等 16号給 円 370,800	新号給等 16号給 円 377,700	旧号給等 17号給 円 333,200	新号給等 17号給 円 339,500	旧号給等 20号給 円 310,700	新号給等 20号給 円 316,500	旧号給等 24号給 円 263,400	新号給等 24号給 円 268,400	旧号給等 24号給 円 215,300	新号給等 24号給 円 219,400	旧号給等 20号給 円 188,800	新号給等 20号給 円 172,000	旧号給等 18号給 円 120,100	新号給等 18号給 円 122,400
375,100	382,000	337,000	343,300	314,300	320,100	265,800	270,800	217,500	221,600	170,800	174,000	121,700	124,000
379,400	386,300	340,800	347,100	317,900	323,700	268,200	273,200	219,700	223,800	172,800	176,000	123,300	125,600
383,700	390,600	344,600	350,900	321,500	327,300	270,600	275,600	221,900	226,000	174,800	178,000	124,900	127,200
388,000	394,900	348,400	354,700	325,100	330,900	273,000	278,000	224,100	228,200	176,800	180,000	126,500	128,800

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける者

特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級					
旧号給等 22号給 円 357,800	新号給等 22号給 円 364,400	旧号給等 27号給 円 312,500	新号給等 27号給 円 318,300	旧号給等 28号給 円 280,700	新号給等 28号給 円 286,000	旧号給等 30号給 円 238,800	新号給等 30号給 円 243,300	旧号給等 29号給 円 204,900	新号給等 29号給 円 208,700
361,500	368,100	315,200	321,000	283,200	288,500	241,200	245,700	207,100	210,900
365,200	371,800	317,900	323,700	285,700	291,000	243,600	248,100	209,300	213,100
368,900	375,500	320,600	326,400	288,200	293,500	246,000	250,500	211,500	215,300
372,600	379,200	323,300	329,100	290,700	296,000	248,400	252,900	213,700	217,500

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 食肉衛生検査所の所長、技幹、係長及び衛生技師

附 則

この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の八の特二等級の項に次の一号を加える。

三 食肉衛生検査所の所長の職務

別表第三の八の二等級の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 食肉衛生検査所の困難な業務を分掌する係の長の職務

別表第三の八の三等級の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 食肉衛生検査所の係長の職務

別表第四中「一〇一、九〇〇円」を「一〇四、〇〇〇円」に、「九一、五〇〇円」を「九三、四〇〇円」に、「八五、九〇〇円」を「八七、七〇〇円」に改める。

別表第五中「九六、四〇〇円」を「九八、四〇〇円」に改める。

別表第六中「一五八、七〇〇円」を「一六二、〇〇〇円」に、「一三二、九〇〇円」を「一三五、七〇〇円」に、「一一三、三〇〇円」を「一一五、七〇〇円」に、「九八、〇〇〇円」を「一〇〇、〇〇〇円」に、「一一一、七〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に、「九〇、九〇〇円」を「九二、八〇〇円」に、「一一〇八、〇〇〇円」を「一一〇、二〇〇円」に改める。

別表第七中「一五八、七〇〇円」を「一六二、〇〇〇円」に、「一三二、九〇〇円」を「一三五、七〇〇円」に、「一一三、三〇〇円」を「一一五、七〇〇円」に、「九八、〇〇〇円」を「一〇〇、〇〇〇円」に、「一一一、七〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に、「九〇、九〇〇円」を「九二、八〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に、「九〇、九〇〇円」を「九二、八〇〇円」に改める。

〇〇円」に改める。

別表第八中「一五八、八〇〇円」を「一六二、一〇〇円」に、「一四六、二〇〇円」を「一四九、三〇〇円」に、「二一〇、七〇〇円」を「二二三、二〇〇円」に、「一〇三、八〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に、「九一、七〇〇円」を「九三、六〇〇円」に改める。

別表第九中「二三〇、〇〇〇円」を「二三四、七〇〇円」に、「一八二、四〇〇円」を「一八六、二〇〇円」に、「一五四、八〇〇円」を「一五八、〇〇〇円」に、「一四六、五〇〇円」を「一四九、六〇〇円」に改める。

別表第十中「一〇五、一〇〇円」を「一〇七、三〇〇円」に、「九九、七〇〇円」を「一〇一、八〇〇円」に、「九二、〇〇〇円」を「九三、九〇〇円」に、「八八、九〇〇円」を「九〇、七〇〇円」に、「八六、〇〇〇円」を「八七、八〇〇円」に改める。

別表第十一中「一一三、三〇〇円」を「一一五、七〇〇円」に、「一〇八、四〇〇円」を「一一〇、七〇〇円」に、「一〇三、七〇〇円」を「一〇五、八〇〇円」に、「九〇、三〇〇円」を「九二、二〇〇円」に改める。  
別表第十三の教育職給料表(一)の項三等級の欄中「一八号給」を「一九号給」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の八の改正規定は、昭和五十九年一月一日から施行する。
- 改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定(別表第三の八の規定を除く。)は、昭和五十八年四月一日から適用する。

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則  
職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の地方機関の項中

次長 鳥取保健所 倉吉保健所 吉備保健所 米子保健所 鳥取保健所 この項に おいては 保健所等 の総務課長	長 鳥取保健所 以外 の課長 長	長 鳥取保健所 の総務課 長	長 鳥取保健所 の総務課 長	長 鳥取保健所 の総務課 長
--	------------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

保 健 所
-------------





鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則  
 職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

保健所	(1) 細菌その他の病原体を含有する 検体を直接取り扱うことを常例とする室長、係長及び衛生技師	二
保健所	(2) 結核患者に直接接することを常例とする診療放射線技師及び診療エックス線技師	二

を

食肉衛生検査所	保健所	(1) 細菌その他の病原体を含有する検体を直接取り扱うことを常例とする室長、係長及び衛生技師	二
	保健所	(2) 結核患者に直接接することを常例とする診療放射線技師及び診療エックス線技師	二
所長	係長及び衛生技師		一

に改める。

を

1,996円。ただし、	1号給 1,804円 2号給 1,909円
1,789円。ただし、	1号給 1,599円 2号給 1,660円 3号給 1,722円
1,663円。ただし、	2号給 1,476円 3号給 1,534円 4号給 1,596円 5号給 1,657円

に改める。

別表第二の公安職給料表の表中

1,996円。ただし、	1号給 1,768円 2号給 1,870円 3号給 1,972円
1,789円。ただし、	1号給 1,566円 2号給 1,626円 3号給 1,687円 4号給 1,764円
1,663円。ただし、	2号給 1,446円 3号給 1,503円 4号給 1,563円 5号給 1,623円

2,104円。ただし、	1号給	1,653円
	2号給	1,735円
	3号給	1,834円
	4号給	1,935円
	5号給	2,035円

---

1,644円。ただし、	2号給	1,392円
	3号給	1,441円
	4号給	1,500円
	5号給	1,560円
	6号給	1,630円

に改める。

別表第二の教育職給料表(一)の表中

2,104円。ただし、	1号給	1,620円
	2号給	1,699円
	3号給	1,797円
	4号給	1,896円
	5号給	1,993円
	6号給	2,091円

---

1,644円。ただし、	2号給	1,363円
	3号給	1,413円
	4号給	1,470円
	5号給	1,528円
	6号給	1,597円

を

2,034円。ただし、	1号給	1,500円
	2号給	1,576円
	3号給	1,653円
	4号給	1,735円
	5号給	1,834円
	6号給	1,935円

---

1,513円。ただし、	2号給	1,392円
	3号給	1,441円
	4号給	1,500円

に改める。

別表第二の教育職給料表(二)の表中

2,034円。ただし、	1号給	1,470円
	2号給	1,545円
	3号給	1,620円
	4号給	1,699円
	5号給	1,797円
	6号給	1,896円
	7号給	1,993円

---

1,513円。ただし、	2号給	1,363円
	3号給	1,413円
	4号給	1,470円

を

2号給 1,456円

に改める。

別表第二の研究職給料表の表中

1,788円。ただし、1号給 1,596円  
2号給 1,678円  
3号給 1,780円

1,469円。ただし、1号給 1,375円  
2号給 1,426円

を

1,788円。ただし、1号給 1,629円  
2号給 1,714円

1,469円。ただし、1号給 1,404円

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、

附 則

に改める。

別表第二の医療職給料表(㉓)の表中

別表第二の医療職給料表(㉔)の表中

1,595円。ただし、1号給 1,555円

1,377円。ただし、1号給 1,354円

を

1,595円。ただし、1号給 1,587円

1,377円

2,120円。ただし、1号給 2,074円

を

2,120円。ただし、1号給 2,118円

に改める。

昭和五十九年一月一日から施行する。  
 2 改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定(別表第一の規定を除く。)は、昭和五十八年四月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

**鳥取県人事委員会規則第二十七号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の項中

保健所	
所長(人事 たものに限	次 所 総務課長(吉 保健所及 総務課長に 衛 生 保健予防課 が承認した 保健衛生課 が承認した

委員会が承認し  
る。)

又一種  
二種は

鳥取保健所、倉 び米子保健所の 限る。)	長 長
課 長 長(人事委員会 ものに限る。) 長(人事委員会 ものに限る。)	三種

を

食肉衛生 検査所	保健所
所 長	次 所 長 長 総務課長(鳥取保健所、倉 吉保健所及び米子保健所の 総務課長に限る。) 衛 生 課 長 保健予防課長(人事委員会 が承認したものに限る。) 保健衛生課長(人事委員会 が承認したものに限る。)
三種	又一種 二種は

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

**鳥取県人事委員会規則第二十八号**

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	40,100
1年以上2年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	40,100
2年以上3年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	40,100
3年以上4年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	40,100
4年以上5年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	40,100
5年以上6年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	40,100
6年以上7年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	38,300
7年以上8年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	36,500
8年以上9年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	34,700
9年以上10年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	32,900
10年以上11年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	31,100
11年以上12年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	29,300
12年以上13年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	27,500
13年以上14年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	25,700
14年以上15年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	24,300
15年以上16年未満	209,500	191,900	166,400	126,500	80,200	22,900
16年以上17年未満	205,100	187,900	163,100	123,900	78,600	21,500
17年以上18年未満	200,700	183,900	159,800	121,300	77,000	20,100
18年以上19年未満	196,300	179,900	156,500	118,700	75,400	18,700
19年以上20年未満	191,900	175,900	153,200	116,100	73,800	17,300
20年以上21年未満	187,500	171,900	149,900	113,500	72,200	15,900
21年以上22年未満	180,900	166,000	144,900	109,700	69,800	15,200
22年以上23年未満	174,300	160,100	139,900	105,900	67,400	14,500
23年以上24年未満	167,700	154,200	134,900	102,100	65,000	13,800
24年以上25年未満	161,100	148,300	129,900	98,300	62,600	13,100
25年以上26年未満	154,500	142,400	124,900	94,500	60,200	12,400
26年以上27年未満	144,300	132,800	116,900	88,500	56,600	11,700
27年以上28年未満	134,100	123,200	108,900	82,500	53,000	11,000
28年以上29年未満	123,900	113,600	100,900	76,500	49,400	10,500
29年以上30年未満	113,700	104,000	92,900	70,500	45,800	10,000
30年以上31年未満	102,500	93,900	84,000	63,700	41,900	9,500
31年以上32年未満	91,300	83,800	75,100	56,900	38,000	9,000
32年以上33年未満	80,100	73,700	66,200	50,100	34,100	8,500
33年以上34年未満	67,000	62,500	56,400	43,400	30,000	8,000
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	7,500

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十九号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「一万七千円」を「一万七千六百円」に、「二千五百円」を「二千八百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五千円」を「五千五百円」に改め、同条第一号中「七百円」を「六百円」に改め、同条第二号中「二千円」を「千八百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 爆発物取扱作業 実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業

第三条第一項第十一号中「第三条第一項第十七号」を「第三条第一項第十八号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第三条第一項第十六号」を「第三条第一項第十七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第三条第一項第十五号」を「第三条第一項第十六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 条例第三条第一項第十五号に掲げる作業 勤務一日につき四百六十円

第三条第三項中「第十四号」を「第十五号」に改め、同条第四項中「第三条第一項第十五号」を「第三条第一項第十六号」に改め、同条第五項中「第三条第一項第十六号」を「第三条第一項第十七号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中
32.9
25.4
16.7
12.1
10.2
7.7
7.3
を
33.5
25.8
17.0
12.3
10.4
7.8
7.4
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中 保 健 所 所長 次長 総務課長

を
保 健 所 所長 次長 総務課長
食肉衛生検査所 所長 次長
に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。